◎佐賀県条例第6号

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例 佐賀県核燃料税条例(平成25年佐賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(納税義務者等)

- 第4条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。
 - (1) 略
 - (2) 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 2 略

(課税期間)

第5条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
 - (1) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制 法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」 という。)を講じるために発電用原子炉の運転を終了した場合 (第3号の場合を除く。) 廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する前項に規定する期間の初日か ら当該運転を終了した日まで
 - (2) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制 法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査

(納税義務者等)

- 第4条 核燃料税は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額によって、発電用原子炉の設置者に課する。
 - (1) 略
 - (2) 発電用原子炉を設置して行う<u>運転及び廃止に係る事業</u> 出力割額
- 2 略 (課税期間)

第5条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
 - (1) 前項各号に規定する各期間の中途 (当該期間の初日及び末日を含む。以下この項において同じ。) において、原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項に規定する確認(以下「確認」という。)を受けた場合(第4号又は第6号に掲げる場合を除く。) 確認を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該確認を受けた日の属する月の末日まで
 - (2) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制 法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査

改正前

のいずれにも合格することとなった場合(<u>第3号の</u>場合を除く。) 原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格した日又は電気 事業法に規定する使用前検査に合格した日のいずれか遅い日 (以下「使用前検査合格日」という。)から当該使用前検査合 格日の属する前項に規定する期間の末日まで

(3) 前項各号に規定する期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなり、並びに廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した場合 使用前検査合格日から廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

改正後

のいずれにも合格することとなった場合(第5号又は第6号に 掲げる場合を除く。) 原子炉等規制法に規定する使用前検査 に合格した日又は電気事業法に規定する使用前検査に合格した 日のいずれか遅い日(以下「使用前検査合格日」という。)か ら当該使用前検査合格日の属する前項に規定する期間の末日ま で

- (3) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制 法第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画(以下「廃止 措置計画」という。)の認可を受けた場合(次号から第6号までに掲げる場合を除く。) 廃止措置計画の認可を受けた日の 属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可 を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可 を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の 末日まで
- (4) 前項各号に規定する各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受け、かつ、当該期間内に確認を受けた場合(第6号に掲げる場合を除く。) 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から確認を受けた日の属する月の末日まで
- (5) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなった場合で、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可を受けた場合(次号に掲げる場合を除く。)使用前検査合格日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属す

改正前

改正後

(課税標準)

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に 挿入された核燃料(発電用原子炉への挿入について既に核燃料税 が課され、又は課されるべきであった核燃料を除く。)の価額と し、出力割にあっては課税期間の末日現在における発電用原子炉 の熱出力とする。

 $2 \sim 4$ 略

(税率)

第7条 略

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、 46,000円とする。

(更正、決定等に関する通知)

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税に係る更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、規則

る月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

(6) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制 法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査 のいずれにも合格することとなり、かつ、当該期間内に廃止措 置計画の認可及び確認を受けた場合 使用前検査合格日から廃 止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃 止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から確認 を受けた日の属する月の末日まで

(課税標準)

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に 挿入された核燃料(発電用原子炉への挿入について既に核燃料税 が課され、又は課されるべきであった核燃料を除く。)の価額と し、出力割にあっては課税期間の末日現在における発電用原子炉 の熱出力 (前条第2項第1号、第4号又は第6号に掲げる場合に あっては、確認を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力) とする。

2~4 略 (税率)

第7条 略

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、 46,000円 (廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降 にあっては、23,000円) とする。

(更正、決定等に関する通知)

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税に係る更正又は決定の通知、法<u>第278条第6項</u>の規定による核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法<u>第279条第5</u>項の規定による核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、規則

改正前	改正後
で定める通知書により行うものとする。	で定める通知書により行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。 (適用区分等)
- 2 この条例による改正後の佐賀県核燃料税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日において現に運転している発電用原子 炉及び施行日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43 条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるため運転を終了した発電用原子炉であって同条第3項において準用する原子炉等規制法第12 条の6第8項に規定する確認を受けていないものについて適用する。
- 3 この条例の施行の際現に原子炉等規制法第43条の3の33第2項の規定による廃止措置計画の認可(次項において「廃止措置計画の認可」 という。)を受けている場合の出力割の税率については、23,000円とする。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

4 この条例の施行の際現に廃止措置計画の認可を受けている場合における当該認可に係る発電用原子炉の出力割の課税期間の始期は、改正 後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。